

住民投票条例に基づく外国人の投票権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十二月一日

浜田和幸

参議院議長 西岡武夫殿

住民投票条例に基づく外国人の投票権に関する質問主意書

近年、地方自治体において、地域住民の意思を政治に反映させるため、地方自治体の運営上の重要事項に係る意思決定について、条例に基づく住民投票の制度を設ける事例が増えている。具体的には、いわゆる常設型住民投票条例を制定する方法又は自治基本条例の中に常設型住民投票の規定を設ける方法により、住民投票制度が設けられている。そして、住民投票の結果には法的拘束力がないとされているもの、地方自治体は、事実上住民投票の結果を尊重するものとされている。

このような住民投票制度の中には、日本国籍を有しない者が投票権を有すると定めるもの及び日本国籍を有しない者が住民投票を請求する権利を有すると定めるものもある。そのため、住民投票制度が、事実上外国人参政権を認めたと等しい機能を有している場合が存在すると思料される。

そこで以下のとおり質問する。

一 現時点において、条例により日本国籍を有しない永住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者）に住民投票への投票権を付与した地方自治体の数を明らかにされたい。

二 現時点において、条例により日本国籍を有しない者（出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者

に加え、同法別表第一に該当する者) に住民投票への投票権を付与した地方自治体の数を明らかにされた
い。

三 現時点において、条例により日本国籍を有しない永住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者) に住民投票を請求する権利を付与した地方自治体の数を明らかにされたい。

四 現時点において、条例により日本国籍を有しない者(出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者) に加え、同法別表第一に該当する者) に住民投票を請求する権利を付与した地方自治体の数を明らかにされたい。

五 政府は、地方自治体が条例により日本国籍を有しない永住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者) に住民投票への投票権を付与することを支持するのか、あるいは支持しないのか。また、支持又は不支持の理由は何か。政府の見解を示されたい。

六 政府は、地方自治体が条例により日本国籍を有しない永住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二に該当する者) に限らず、同法別表第一に該当する日本国籍を有しない者にも住民投票への投票権を付与することを支持するのか、あるいは支持しないのか。また、支持又は不支持の理由は何か。政府の見解を示

されたい。

右質問する。

